市長定例記者会見資料



令和5年6月26日	
所 属	健康増進課
所属長	津田 涼太
電 話	06 - 4869 - 3033

妊娠中や1歳未満のお子さんがいる家庭の家事・育児をサポートする 「産前産後ヘルパー派遣事業」7月1日開始

尼崎市は、7月1日から妊娠中や1歳未満の子どもがいる家庭の家事や育児をサポートする「産前産後へルパー派遣事業」を開始します。本事業では、希望する妊婦や養育者を対象に、本市と委託契約した事業所からヘルパーを派遣し、「家事援助」や「育児援助」を実施します。

尼崎市が令和4年度に市内在住の幼児の保護者向けに実施したアンケート(n=851)では、妊娠中や産後1年の間に希望する支援の1位が「家事の手伝い」(妊娠中が59.7%、産後1年が63.8%)、2位が「上のお子さまの送迎」(妊娠中が53.8%、産後1年が48.3%)という結果になりました。

引き続き、核家族化が進み、子育ての負担や不安を抱える養育者が増加する中、妊娠中から子育 て期にわたる切れ目のない支援の一つとして、特に負担の大きい時期の支援を充実させていくことで 「子育てのまち」の実現を推進します。

1 実施内容

1日2時間、ヘルパーが利用者宅等を訪問し、家事や育児支援を行います。(1家庭当たり産前産後合わせて40時間まで利用可。多胎児の場合、乳児一人当たり40時間まで利用可)

(1) 家事援助

食事の準備・後片付け、衣類の洗濯・補修、居室の掃除・整理整頓、生活必需品の買い物など

(2) 育児援助

授乳支援、おむつ交換、沐浴介助、兄姉児の世話、保育園等の送迎、外出の付き添いなど ※外出の付き添い支援については1日4時間まで利用可。

2 対象

市内在住の▽妊婦▽1歳未満の子どもを養育する人。 なお、住民登録はないが配偶者からの暴力など特別な事情により本市に居住する人を含みます。

3 利用の流れ

- (1) 市HPからオンライン申請、または窓口(北部・南部地域保健課、健康増進課)や郵送で申請書を提出します。利用希望日の2週間前までを目途に申請してください。
- (2) 市の担当者から、体調や家族状況、希望する支援や事業所などを確認する連絡が入ります。
- (3) 市から利用承認通知書が届きます。
- (4) ヘルパー事業所から訪問日時の調整の連絡が入ります。
- (5) ヘルパーが利用者宅等を訪問します。利用料をヘルパーまたは事業所に直接支払います。

4 利用料

 800 円/時間
 市民税非課税世帯
 400 円/時間

 生活保護世帯
 無料

【参考】その他の主な新規・拡充した子育て支援策

■子どもの医療費助成の拡充(通院費分)

対 **象**:市内在住の就学前児(生活保護受給者、中国残留邦人等自立支援法の支援給付を受けている人を除く)

内 容:医療費を所得にかかわらず完全無償化

実施時期:令和5年7月から

担 当: 福祉医療課 (6489-6359)

■公立保育所での医療的ケア児保育の新規受け入れ

対 象:市内在住の2歳児~5歳児

内 容:①たんの吸引②経管栄養③酸素療法④導尿⑤その他

①~④の内容詳細及び⑤の医療的ケアの取り扱いについては、医師や看護師等により

構成される医療的ケア連絡会で意見交換を行います

実施時期:令和5年4月から

担 当:保育運営課(6489-6372)

■1出産②子育て応援給付金の支給

対 **象**: 市内在住で令和4年4月以降に①妊娠届を提出した妊婦**※**②出生した子どもを養育する人 ※令和4年4月~12月に出産した人は妊娠届の提出時期を問いません

内 容:①5万円②出生した子ども一人につき5万円ーを給付

実施時期:令和5年1月から

その他:給付を受けるには指定する伴走型相談支援(妊娠届出時や出生後の面談等)の利用が必要

担 当: 健康增進課

■産婦健康診査費用助成の創設

対 象:市内在住の産婦

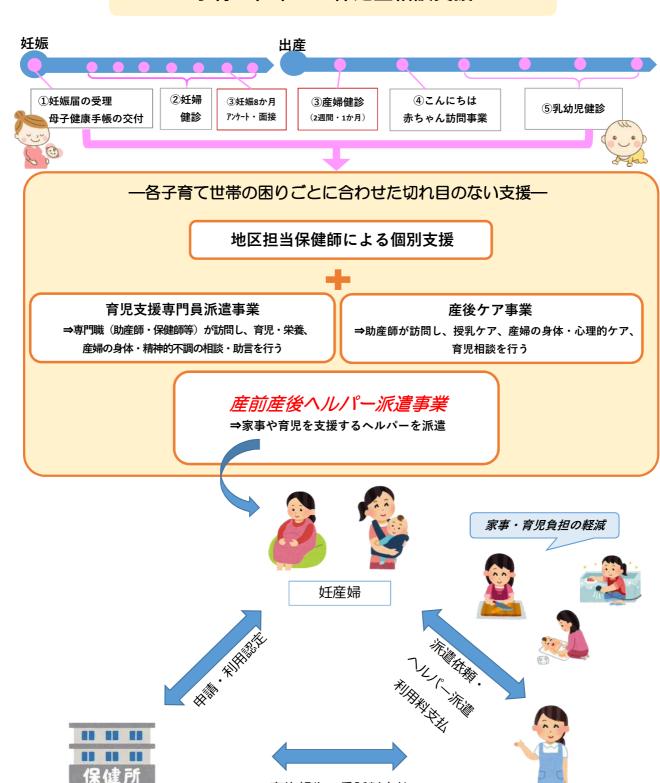
内 容: 産後2週間健診と産後1カ月健診の計2回、それぞれ5,000 円までを助成

実施時期:令和5年4月から

担 当:健康增進課

以上

~子育て世帯への伴走型相談支援~



実施報告・委託料支払

保健所健康増進課

ヘルパー事業所

尼崎市 産前産後ヘルパー 派遣事業

2023年7月 スタート



妊娠中や1歳未満の お子さんがいる ご家庭の家事・育児を 尼崎市がサポート!

対 象

支援内容

利用時間

利用料

尼崎市内にお住まいで、体調不良等で家事や育児が困難にもかかわらず、 日中に協力してくれる方がいない妊婦、または1歳未満の子の養育者

<家事援助>

・食事の準備

・衣類の洗濯/補修

・居室の簡単な掃除

/整理整頓

・生活必需品の買物など

<育児援助>

・授乳支援

・おむつ交換

・沐浴介助

・兄姉児の世話

・保育園等の送迎・外出の付き添い

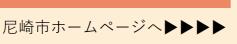
1日 2 時間 (産前産後合わせて40時間まで利用可)

※多胎児の場合は産前産後合わせて乳児一人あたり40時間まで利用可

※外出の付き添いの支援については1日4時間まで利用可

生活保護世帯 市民税非課税世帯 その他の世帯 0円/時間 400円/時間 800円/時間

事業の詳細や申請は





尼崎市保健所健康増進課

TEL: 06-4869-3033

〒660-0052

尼崎市七松町1-3-1-502 フェスタ立花南館5階



産前産後ヘルパー派遣事業のご利用の流れ

Step1



Step2



Step3



Step4

尼崎市ホームページからオンライン申請 または **窓口か郵送で申請書を提出** ※ご利用希望日の**1~2週間前までに**申請をお願いします

後日、市の担当者から連絡があります。

体調や家族状況、希望するサービス内容や事業所などを確認し、具体的な 支援内容や事業所を相談しながら決めます。

市から事業所に依頼をします。ご自宅に利用承認通知書を送ります。事業所から連絡の上、訪問日時のお約束をします。

サービス利用開始

利用料は直接ヘルパーまたは事業所にお支払いください。